

居宅サービス契約書

(訪問介護サービス)

甲（利用者）

乙（事業者） 有限会社 西邦産業

(居宅サービス契約の目的)

- 第1条 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、指定訪問介護サービスおよび指定介護予防訪問介護サービス（以下「サービス」という）を提供します。
- 2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要介護または要支援（以下「要介護等」という）の状態区分、及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。
- 3 甲は、事業者からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙重要事項説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

(契約期間)

- 第2条 この契約の期間は、
令和 年 月 日から利用者の要介護等の認定有効期間満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日の14日以上前までに利用者から契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
- 3 甲から更新終了の意思表示された場合は、乙は、他の業者の情報を提供するなど、必要な措置をとります。

(居宅サービス計画の変更)

- 第3条 乙は、甲が居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という）の変更を希望する場合は、以下のとおり取り扱う。
- 一 居宅サービス計画等に沿って、事業者として訪問介護等計画または介護予防訪問介護計画（以下「訪問介護計画等」という）を作成します。
- 二 訪問介護等計画等を利用者および家族等に説明し、同意を得て計画書を交付します。
- 三 利用者または家族等が居宅サービス計画等の変更を希望する場合には、担当の介護支援専門員等と協議するなど必要な援助を行います。
- 四 居宅サービス計画が変更された場合には、利用者および家族等と協議の上、訪問介護等計画等を変更します。

(サービス内容の変更)

- 第4条 乙が提供するサービスのうち、甲が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険法適用の有無については、別紙重要事項説明書の通りです。
- 2 甲は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

乙は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅サービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 サービス内容を変更した場合、甲と乙とは、変更後のサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した、利用サービス変更合意書を交わします。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第5条 乙は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

(利用者の解約権)

第6条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(甲の解除権)

第7条 甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 乙が、正当な理由なく、本契約に定める居宅サービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合。
- 二 乙が、第12条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。

2 乙は、前項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は甲が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

(利用料の滞納)

第9条 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、乙は甲に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内にその支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 乙は、前項の催告をした場合には、前条第2項と同様の措置を取り、訪問介護計画等の変更や、一般施策に基づくサービスの利用を図る等の調整を行います。

3 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第10条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 甲が死亡したとき。
- 二 第6条に基づき、甲から解除の意思表示がなされたとき。
- 三 第7条に基づき、乙から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 四 第8条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 五 甲が介護保険施設へ入所した場合。
- 六 甲の要介護状態区分が、自立とされた場合。
- 七 甲が、住所移転を伴う遠方への引越しをし、乙により今後の利用が無いと判断された場合。

(損害賠償)

- 第11条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、乙に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
- 2 前項の場合、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

- 第12条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、その従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、それらの個人情報を用いませぬ。

(苦情処理)

- 第13条 甲又は甲の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
- 2 乙は、甲に提供したサービスについて、甲又は甲の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録作成・保存)

- 第14条 乙は、甲に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われた報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- 2 乙は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成して、甲に説明のうえ提出します。
- 3 乙は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 4 甲は、乙に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。
- ただし、謄写に際しては、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(契約外条項)

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

(サービス利用料金の支払い)

第16条 利用者は、重要事項説明書に記載の所定の料金表から介護保険給付額を差し引いた自己負担分(1割)を事業所に支払うものとします。

ただし、介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金全額を支払うものとします。

(事業者とサービス従事者の義務)

第17条 事業者とサービス従事者は次の義務を負うものとします。

- 1 利用者の生命、身体、財産、生活環境等の安全確保に配慮します。
- 2 事業者は利用者の体調、健康状態等の必要事項を確認したうえでサービスを実施します。
- 3 訪問介護サービスの提供の記録作成、保管、契約者またはその代理人の請求に応じて閲覧や写しを交付するものとします。
- 4 サービス提供時に利用者の状態の急変等の緊急時、その他必要な場合に主治医に連絡するなど必要な措置を講じるものとします。
- 5 利用日の変更、中止等の申出があった場合は、利用者等と協議の上、変更又は中止することができるものとします。

(管轄裁判所)

第18条 本契約について、万一訴訟が生じる場合は、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

【契約書署名欄】

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

(甲) 私は、この契約書に基づく居宅サービスの利用を申込みます。

サービス利用者

住 所
氏 名
電 話

署名代行者

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

住 所
氏 名
電 話
本人との関係

署名代行の理由

(乙) 私は、居宅サービス事業者として、甲の申込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを、誠実に責任をもって行います。

サービス事業者

住 所 福井県敦賀市相生町21番地31号
法人名 有限会社 西邦産業
代表者 西田 大輔
電 話 0770-24-0017
福井県知事指定 第1870200407号

印